

社会福祉法人歳光会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歳光会の役員等の報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次に定めるものをいう。

- (1) 評議員選任・解任委員会の外部委員
- (2) 理事、監事及び評議員の職にある者
- (3) 入所者決定委員及び苦情解決第三者委員の職にある者
- (4) 運営推進委員の職にある者

(役員等の報酬)

第3条 前条に該当する者の報酬額の支給については、次に定めるところによる。

- (1) 理事が理事会に出席したとき及び理事会以外の日法人及び施設の経營業務に当たったときは、日額報酬5,000円を支給する。ただし、理事長が施設長を兼務する場合は、支給しないものとする。
- (2) 監事が理事会に出席したとき及び監事監査を行ったとき、または岩手県及び花巻市等の指導監査の立会、入札の立会等をしたとき、または理事会の会期以外の日理事長から助言者として出席を依頼された会議に出席したときは日額報酬5,000円を支給する。ただし、理事会の会期中または岩手県及び花巻市の指導監査の実施期間中に併せて監査業務を行ったときは支給しないものとする。
- (3) 評議員が評議員会に出席したとき及び評議員会の会期以外の日理事長から助言者として出席を依頼された会議に出席したときは、日額報酬5,000円を支給する。
- (4) 第2条第1号に定める者が当該委員会に出席したときは、日額5,000円を支給する。
- (5) 第2条第3号及び第4号に定める者が当該委員会に出席したときは、日額3,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条に規定する報酬の支給は、前条第1号から第5号の会議開催当日に支給する。

(補則)

第5条 この規程に定めるものほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日等)

- 1 この規程は理事会の議決のあった日から施行し平成25年9月1日から適用する。

(旧規程の廃止)

- 2 社会福祉法人歳光会役員報酬規程(平成25年5月12日施行)は、廃止する。
- 3 社会福祉法人歳光会旅費及び費用弁償規程の一部を次のように改正する。
第1条中「施設入所者決定委員会委員、苦情処理規程」を「入所者決定委員、苦情解決規程」に改める。

附 則

この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程以前に支給された報酬は、改正後の規程により支給されたものとみなす。